町村週報

（町村の購読料は会費の中に含まれております）

3298号

毎週月曜日発行

発行所　全国町村会　〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486　FAX03-3580-5955

発行人　横田真二：定価1部40円・年間1,500円（税、送料含む）　振替口座00110-8-47697　https://www.zck.or.jp/

もくじ

政策　育成就労制度の創設について　出入国在留管理庁　政策課……(2)

政策　過去最大の34・3兆円に自然増は4100億円　物価高騰対策は金額明示せず―2025年度厚生労働省予算概算要求―……(6)

政策　児童手当拡充、「誰でも通園」制度化へ＝総額6兆4600億円で少子化対策加速＝―2025年度こども家庭庁予算概算要求―……(9)

情報　町村かわら版……(12)

随想　新幹線の生みの親「島秀雄氏」に憧れ、夢のレールを走り続ける……埼玉県上里町長　山下　博一……(15)

ブータン王国のパロ県イスナ村の遠景〔写真提供：西村 幸夫氏〕

コラム

ブータンのイスナ村のこと

國學院大學観光まちづくり学部長　西村（にしむら）　幸夫（ゆきお）

ここ10年ほど、毎年のようにブータンに通っている。ブータンの集落調査の方法や集落保全のための法制度の整備などについて国の文化局を支援することが主たる目的である。今年も8月に、ブータン西部のイスナ村に訪れた。この集落を舞台に、ブータン唯一の建築学科を有する科学技術大学（CST）に新しく歴史的集落の保存のためのカリキュラムづくり支援を兼ねて、学生による集落調査のお手伝いである。

写真は対象となったイスナ村の遠景である。ブータン特有の民家が台地の縁に密集して立地しているのがわかる。周辺には美しい水田が広がっている。周辺の高い山々や農家の様式を除けば、田んぼに囲まれた集落の姿は、日本ととてもよく似ている。

集落の言い伝えによると、まず3つの家族がこの土地に定着し、その後、8軒の世帯に増え、それがもととなって、約100人弱の現在のイスナ村を形作ったという。現在でも伝統的な祭礼はこれら8家族の輪番で行われているという。

民家の1階部分は物置となっているところが多いが、昔ながらに牛を飼っている民家も見ることができる。2階が生活の場である。大規模な民家は3階建てで、3階部分は多くの場合、巨大な仏間となっている。仏間と言っても日本とは異なり、お寺の内陣と外陣に分かれているような構造で、8畳ほどある内陣の中央部に巨大な仏壇が鎮座している。ほとんどの家で仏壇の前にバターランプの燈明がともされていた。仏教が今でも生活の中にしっかりと息づいている。

ただし、若者の多くは都会に移り住んでいるようで、集落にはお年寄りだけが住んでいるという家も少なくないようだ。そこのところは日本とよく似ている。

CSTの25人の学生たちは、建物を実測調査すると同時に、生活上の課題を聞き取り、こうした集落を経済的に活性化するような民泊やカフェ、トレッキングコースの提案や古来のコメの伝統品種のブランド化を徹夜作業で提案していた。地元の住民の方々も熱心に提案の図面に見入っていた。この25人は、この国で教育を受けた建築家として、この年に巣立つ学生のすべてである。

日本の町村との交流があれば、イスナ村の村人にとっても、学生にとっても、お互いもっと元気になれるかもしれない。

写真募集

表紙に掲載する写真を募集しています。採用者には、図書カード（3千円）を差し上げます。写真には撮影者の住所、氏名及び撮影場所・日時を明記して下さい。

なお、採否は当方に一任願います。

送り先：全国町村会・広報部

政　策

育成就労制度の創設について

出入国在留管理庁　政策課

1　はじめに

昨今、我が国では生産年齢人口が減少傾向にある中、我が国における人手不足が深刻化しているところ、我が国の経済や地域社会において、外国人材が重要な役割を担っている。

技能実習制度は、平成５年（１９９３年）から今日に至るまでの約30年間にわたり、人材育成を通じて、技能等を開発途上国等に移転するという国際貢献を目的とする制度として、多くの方々に活用され、開発途上国等の発展に寄与する「人づくり」に貢献してきた。一方で、技能実習制度の目的と人手不足を補う労働力として実習生を扱う実態がかい離していることや実習先での暴行、暴言、ハラスメント等の人権侵害が発生していることが指摘されてきた。

また、平成31年（２０１９年）４月に特定技能制度が創設されて以降、我が国の深刻な人手不足の状況に対応すべく、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れている。

一方で、技能実習制度及び特定技能制度については、その課題として、受入れ対象分野の不一致や技能実習における業務・職種の細分化等による外国人にとってのキャリアパスの描きにくさ等も指摘されてきた。

これらの指摘を受けて、両制度が法律の見直し条項に基づく制度検討時期（※１）を迎えたことも踏まえ、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」のもとに設置された有識者会議において、令和４年12月から両制度の在り方についての議論が重ねられ、令和５年11月に、技能実習制度を発展的に解消し、人材育成と人材確保を目的とする新たな制度を創設することなどを提言する最終報告書がとりまとめられ、当該報告書が関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出された。

当該報告書を踏まえて、政府は、２０２４年２月に「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について」を決定したうえで、技能実習制度に替わる育成就労制度を創設することなどを内容とする法案を閣議決定し、第２１３回国会に提出した。

そして、衆議院における一部修正を始めとする国会での審議を経て、２０２４年６月14日に、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和６年法律第60号。以下「本改正法」という。）が成立し、本改正法は同月21日に公布された。

本稿では、本改正法により創設された育成就労制度の概要について説明する。

（※１）技能実習制度については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）附則第２条により、施行後５年を目処とする検討等を、特定技能制度については、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第１０２号）附則第18条第２項により、施行後２年を経過した場合の検討等をそれぞれ行うものとされている。

2　育成就労制度の趣旨・目的

本改正法は、まず、出入国管理及

政　策

び難民認定法の改正により、技能実習の在留資格を廃止して「育成就労」の在留資格を創設することとしている。育成就労制度の具体的な内容については、技能実習法を抜本的に改正した「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」（以下「育成就労法」という。）に定めており、育成就労計画の認定制度、転籍制限の緩和、監理支援事業を行う「監理支援機関」の許可制度、外国人技能実習機構に代わる「外国人育成就労機構」の設立等に係る事項を規定している。

育成就労制度は、我が国の人手不足分野である特定産業分野のうち、我が国において就労を通じて技能を修得させることが相当な分野として選定される育成就労産業分野において外国人を受け入れ、我が国における就労を通じて人材を育成するとともに、育成就労産業分野における人材を確保することを目的としている。育成就労制度は原則として3年間の育成就労を通じて特定技能1号の技能水準を有する人材を育成し、育成就労を終了した後に特定技能1号に移行するなどして長期にわたって我が国で活躍する人材を確保することをめざしている。

3　育成就労制度における人材育成

育成就労制度は、外国人ごとに育成就労計画を定めることで計画的に特定技能1号の技能水準の人材を育成することをめざすものであり、育成就労計画は、外国人に従事させる業務、当該業務に要する技能、日本語能力等の目標、内容等について、主務省令で定める基準に適合していることなどを要する。

3年間の育成就労において、各段階で求められる技能や日本語能力の水準に関連して、①就労開始前までに日本語能力A1（※2）相当以上の試験（ＪＬＰＴ（独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験をいう。以下同じ。）のＮ５等）に合格すること又は相当する日本語講習を認定日本語教育機関等において受講すること、②受入れ機関が、受入れ後1年経過時までに技能検定試験基礎級等及び日本語能力A1相当以上の試験を外国人に受験させること、③育成就労から特定技能1号への移行時には、技能検定試験3級

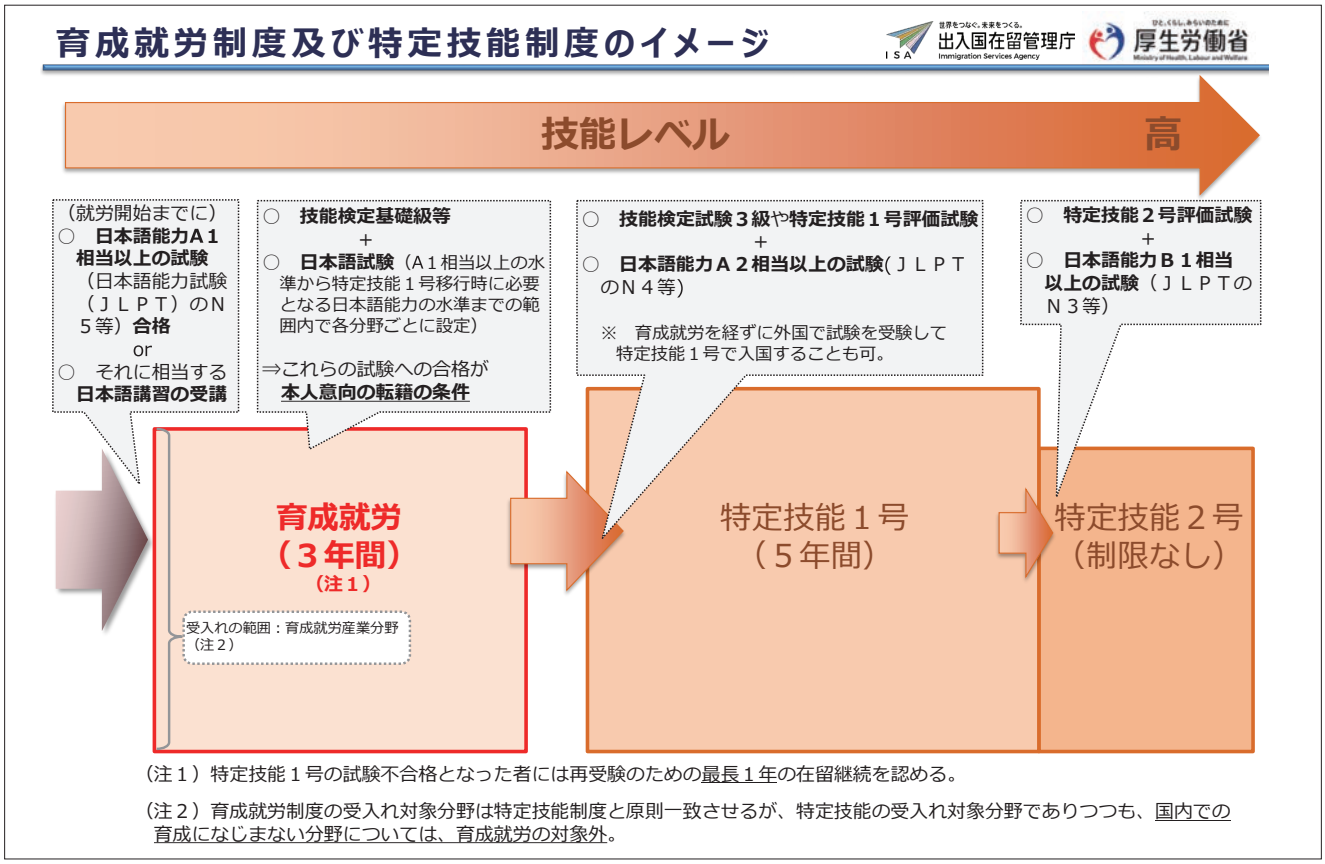

（注１）特定技能１号の試験不合格となった者には再受験のための最長１年の在留継続を認める。

（注２）育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

▲育成就労制度と特定技能制度のイメージ

政　策

等及び日本語能力Ａ２相当以上の試験（ＪＬＰＴのＮ４等）の合格を要件とし、受入れ機関が外国人に当該試験を受験させることなどを定める方針としている。

（※２）日本語能力の熟達度について６つのレベル（Ａ１からＣ２まで（Ｃ２が最高レベル））で示した「日本語教育の参照枠」に基づくもの。

４　労働者としての適切な権利保護

現行の技能実習制度においても、技能実習生は労働関係法令が適用される労働者であり、その報酬の額が日本人が従事する場合と同等以上であることを技能実習計画の認定要件とするなどして労働者としての権利保護を図っている。

一方で、技能実習制度においては、限られた期間における計画的かつ効率的な技能修得の観点から、人権侵害行為等の「やむを得ない事情がある場合」を除いて、転籍（実習実施者の変更）は認められていないところ、このような転籍制限の存在が、実習実施者と技能実習生との間に過度な支配従属関係を生じさせ、人権侵害の背景・原因となっているとの指摘がされてきた。

これを受けて、まず、技能実習制度において、人権侵害等があった場合の救済が適切になされるよう、「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化することとし、育成就労制度においても同様の運用を行うことを想定している。

そのうえで、育成就労制度において、労働者としての適切な権利保護のため、「やむを得ない事情」がある場合以外においても、一定の要件のもとで、本人の意向による転籍を認めることとしている。育成就労法は、本人意向の転籍の要件として、①直近の就労先における就労期間が１年以上２年以下の範囲内で主務省令で定める期間を超えていること（※３）、②修得した技能や日本語能力の水準等が主務省令で定める基準に適合していること（※４）、③新たな就労先が育成就労を適正に実施するために必要な事項に関して主務省令で定める基準に適合していること（※５）等を規定している。

（※３）当分の間、各受入れ対象分野ごとに１年から２年までの範囲を設定することとする。

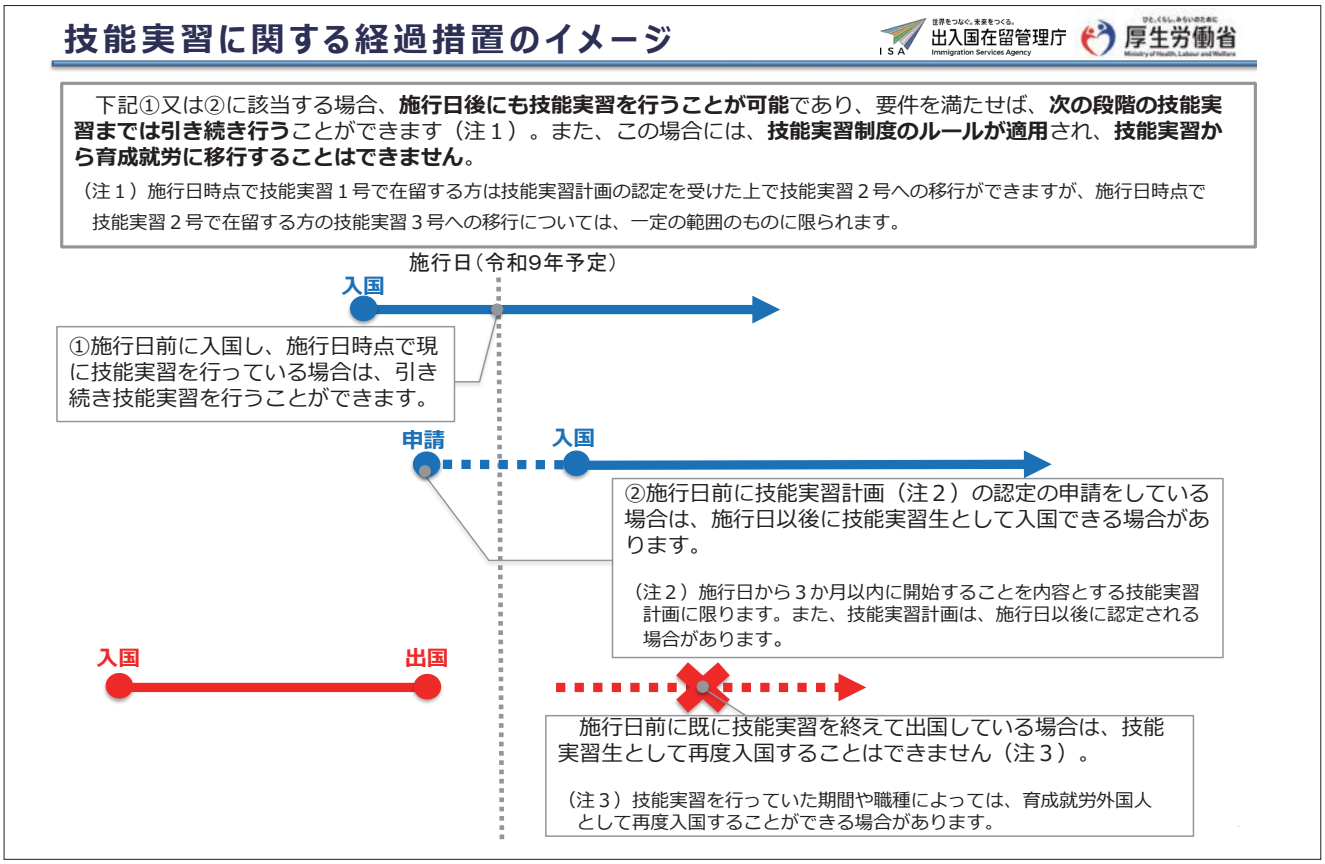

▲技能実習に関する経過措置のイメージ

政　策

（※４）技能検定試験基礎級等及び一定の水準以上の日本語能力に係る試験への合格を要する方針としている。

（※５）転籍先となる受入れ機関が転籍先として適切であることを要件として設ける方針としている。

5　地域協議会について

現行制度における技能実習法に係る地域協議会は、全国８ブロックの地域で組織され、出入国在留管理機関、労働基準監督機関、地方公共団体の機関等を構成員として相互の連絡を図り、地域の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報の共有を目的として活動を行っている。

育成就労制度においても、技能実習制度と同様にこれらの機関等により構成される「地域協議会」を組織することができることとしている。

育成就労制度は、人材確保も制度目的としており、より身近な地域の課題に対応するとともに、地域への定着等をより促進していく必要があることから、地方自治体が積極的に地域協議会に参画して、地域産業政策として受入れ環境整備等に取り組むなど、地域協議会において、よりきめ細かで積極的な取組を行うことを想定している。

6　技能実習に関する経過措置

本改正法は、公布の日（２０２４年６月21日）から起算して３年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されるところ、技能実習生の法的地位の安定等を図るため、経過措置として、一定の範囲内で本改正法の施行日後も引き続き技能実習を行うことができることとしている。

まず、本改正法の施行日前に認定された技能実習計画に基づき施行日時点において現に行っている技能実習については、なお従前の例によることとし、本改正法の施行日後も引き続き技能実習を行うことができる。

さらに、施行日から３か月以内に技能実習が開始されることとされている技能実習計画の認定申請を施行日前に行い、同計画が施行日後に認定された場合等は、施行日後に入国して技能実習を行うことができる。

また、これらのなお従前の例によることとされた技能実習を修了した者は、一定の要件を満たせば、施行日時点で行っている又は行おうとしていた技能実習の次の段階の技能実習まで行うことができる（※６）。

（※６）施行日時点で、技能実習１号で在留する者等は技能実習計画の認定を受けたうえで技能実習２号への移行ができるものの、施行日時点で、技能実習２号で在留する者等の技能実習３号への移行については、一定の範囲の者に限られる。

7　おわりに

今後、本改正法の施行に向けて、基本方針、主務省令、分野別運用方針等の検討・作成をしなければならないことが数多くある。

現在、日本全国で技能実習制度が多くの方々に利用されていることも踏まえて、今後、育成就労制度の内容に係る検討を進めるにあたっては、関係省庁と緊密に連携しつつ、周知・広報に努めてまいりたい。

お問合せ先
出入国在留管理庁政策課
電話：０３－３５８０－４１１１
（代表）

客室のご案内

SINGLE ROOM シングル 119室

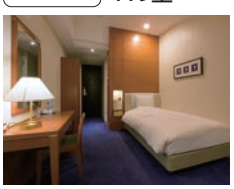

DOUBLE ROOM ダブル 12室

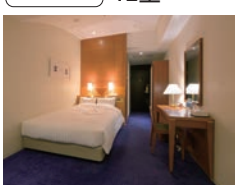

TWIN ROOM ツイン 18室

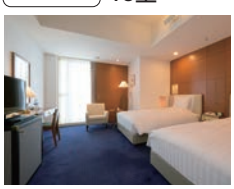

和室もございますのでお問い合わせください。
※市町村職員共済組合等の宿泊施設利用助成券がご利用いただけます。

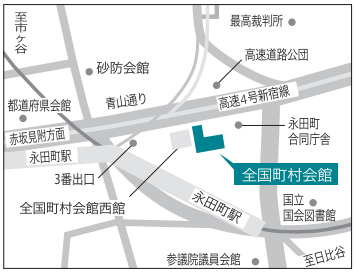

●全国町村会館へのアクセス
・有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分
・丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分
・タクシー東京駅から約7分

ご予約・お問い合わせ
全国町村会館
TEL.03(3581)0471
〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号
ホームページアドレス　https://www.zck.or.jp/kaikan/

政策解説

過去最大の34.3兆円に 自然増は4100億円

物価高騰対策は金額明示せず

―2025年度 厚生労働省予算概算要求―

厚生労働省は、2025年度予算概算要求を公表した。一般会計総額は24年度比1・4％増の34兆2763億円。高齢化に伴う社会保障費の増加等を受け、過去最大となった。マイナンバーカードと健康保険証が一体化した「マイナ保険証」や、物価高騰対策、賃上げ促進といった重要施策の関係経費は金額を示さない「事項要求」としており、最終的な予算額はさらに膨らむ可能性がある。

自然増は減少傾向に

要求総額のうち、年金や医療といった経費は32兆4375億円。内訳は年金制度の運営が約13兆4000億円、医療保険制度の国庫負担が約12兆2000億円、介護サービスや福祉関連が約6兆9000億円となった。

医療保険制度の国庫負担について、制度別の内訳を見ると、75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療制度が前年度比2200億円増の6兆1500億円、自営業者向けの国民健康保険は800億円減の3兆200億円、中小企業の従業員向けの協会けんぽで500億円増の1兆2000億円、難病等の治療費の全額または一部を公費でまかなう公費負担医療は15億円減の1兆8000億円となった。

高齢化に伴う社会保障費の自然増は政府全体で4100億円を見込む。高齢者数の伸びが鈍化したため前年度より1100億円減った。厚労省所管分は計3700億円で内訳は医療1900億円、障害者福祉900億円、年金700億円、介護・福祉など200億円。残りの400億円がこども家庭庁所管の子育て支援経費となる。

子育て支援に財源ねん出

社会保障費の自然増は、年末の予算編成過程で施策の見直しや制度改正を講じてさらなる圧縮を図る方針。具体的には、保険適用される医薬品・医療機器の公定価格（いわゆる薬価）を市場の実勢価格に合わせてマイナス改定するほか、医療・介護の制度改正等を検討する。圧縮規模は数百億～1000億円程度になりそうだ。浮いた財源は子育て支援策の充実分等に回す。

生活保護の基本となる生活扶助費の見直しも年末までに判断する。生活保護費は基準額を5年に1度見直すことになっている。23年度が直近の改定年度で、同省は一部の高齢者と若年者の世帯で扶助費の引き下げが必要と試算していた。しかし、物価高騰の影響を踏まえ23年度予算の編成過程で24年度末までは特例的に引き下げを見送ってきた経緯がある。今回も物価高騰等の影響を考慮して慎重に見極める。

介護人材の新規増員に向けた処遇改善や外国人人材受け入れ促進策の充実にかかる経費も事項要求になった。同省は26年度時点で必要となる介護人材を260万人、高齢化がピークを迎える40年度には272万人になると見込む。年6万3000人程度のペースで介護人材の新規増員する必要があり、政府の「新しい経済政策パッケージ」に基づき、消費税収や社会保障費全体の見直しを踏まえて財源を確保する。

このほか、09～13年度に国債でまかなってきた基礎年金の国庫負担分の返済も検討する。基礎年金の国庫負担割合は09年度以降に3分の1から2分の1に引き上げられたが、消費税率が8％に引き上げられる14年度までは所要財源に国債を充てていた。

医療DXを推進

25年度予算に向けた基本方針とし

政　策

て、人口減少や超高齢社会を見据えた医療・介護の充実や、政府の掲げる持続的・構造的な賃上げに向けた労働市場改革を柱に据えた。医療・介護分野でのイノベーション創出と仕事と育児・介護の両立支援にも重点配分した。

事業分野ごとの予算要求を見ると、医療・介護サービスのデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進経費に計358億円を計上。診療所や中小病院での電子カルテの導入促進と仕様標準化を強力に進める。患者情報を医療機関同士で共有する「全国医療情報プラットフォーム」の構築や、患者の医療保険情報を確かめる「オンライン資格確認システム」の基盤強化にも取り組む。医療機関のサイバーセキュリティー対策なども強化する。

マイナ保険証の利用促進事業の関連費用は、額を示さない事項要求とした。政府は現行の健康保険証の新規発行を12月2日で停止し、マイナ保険証に一本化する。しかし、別人データの誤登録問題等が影響して、利用率は過去最高だった8月分でも12・43％にとどまっており、医療機関や薬局向けの支援策等を講じる。医療機関の窓口に置くカードリーダーの増設支援やシステム改修等も検討する。

診療報酬の改定事務でもDX化を推進する。各医療機関は診療報酬上の加算措置を適用してもらう際、現在は紙ベースで地方厚生局に施設基準を届け出ている。これをオンライン上で手続きできるようにシステム改修し、事務手続きの大幅な簡素化を図る。

介護では、現場の業務効率化と職員の負担軽減を進めるため、ロボットの導入支援を強化する。栄養管理や認知症ケアに関する機器を新たに補助対象として加える。

現在では介護ロボットの利用を巡り、見守りや排せつ、入浴の手助けなどを「重点分野」と位置付け、該当する機器の導入費用を最大で100万円補助している。6月に介護事業者からのニーズを踏まえ、食事・栄養管理や認知症の生活支援・ケア、身体・生活機能を維持する訓練も「重点分野」に追加することが決定。これらに関係する機器も25年度から補助対象に加える。

医師の偏在解消へ総合対策

地方や一部の診療科で医師が不足する偏在問題の対策や地域医療の充実には計915億円を盛り込んだ。このうち、地域医療介護総合確保基金の医療分には733億円を要求し、医師偏在の解消につなげる。さらに、ICT（情報通信技術）の活用による医療従事者の勤務環境の改善や、医師の指示を待たずに一部の診療行為を担える看護師の養成を図る。薬局機能や薬剤師サービスの高度化事業にも乗り出す。

医師偏在問題を巡って同省は、開業医などの多い地域での新規開業を抑制するなどの総合対策を年末までにとりまとめる方針。予算事業だけでなく、25年の通常国会に関連法改正案を提出する方向だ。医師が多い地域での開業希望者に対し、救急や在宅医療など地域で不足している医療機能を担うよう都道府県が要請できることを定めた指針を法制化する案が出ている。

また、若手の医師が美容等の自由診療分野に流れているとの指摘があることから、保険医療機関の管理者（院長）に就く要件を見直す案も浮上している。日本医師会は一定期間、保険診療に従事しなければ保険医療機関の院長になれない仕組みを提案している。

子育て支援で新給付

仕事と育児・介護の両立を支援する事業費として、前年度の4倍超となる1415億円を要求。テレワークや職種・職務を限定した多様な正社員制度の導入を促進。中小企業には、労働時間の削減など勤務環境の改善を支援する。

また、先の通常国会で成立した改正子ども・子育て支援法に基づき、両親ともに育児休業した場合に支給する「出生後休業支援給付」や、育児期に時短勤務を行った場合に支給する「育児時短就業給付」を創設し、給付財源を盛り込んだ。

出生後休業支援給付は、子の出生直後の一定期間以内に、雇用保険の被保険者とその配偶者がそれぞれ14日以上の育児休業を取得した場合、被保険者の休業期間について28日間まで、通常の育児休業給付に休業前賃金の13％相当額を上乗せする仕組み。給付率は現行の67％から80％になる。育児休業給付は税金や社会保険料がかからないため、手取りにすると「実質10割」の給付となる。

育児時短就業給付は、雇用保険の被保険者が、2歳未満の子を養育しながら時短勤務をしている場合の新たな給付。支給額は時短勤務中に支払われた賃金額の10％となっている。

リスキリング（学び直し）による能力向上や、成長分野への労働移動を後押しする事業費として計1695億円を計上。先の通常国会で成立した改正雇用保険法に基づき、学

び直し目的での無給の休暇取得には最長150日間、賃金の最大8割を支給する「教育訓練休暇給付金」を創設。

中小・零細企業を対象に、最低賃金の底上げや賃金引き上げを支援する事業には計366億円を要求。生産性向上や従業員の定着・確保を図る。理容業等の生活衛生事業者の収益力向上と価格転嫁等の取組も支援。正社員へのステップアップをめざす非正規労働者の転職も後押しする方針だ。

このほか、フリーランスで働く人の就業環境を整備する事業にも3億3000万円要求。取引先企業との間で起きたトラブルの相談窓口設置や、フリーランスと取引する発注事業者側への支援にも取り組む。

地域共生社会の実現を

誰もが生きがいや役割を持って暮らせる地域共生社会を実現するため、障害者や生活困窮者、自殺・孤独対策にも取り組む。

障害者支援や依存症対策の推進経費には1兆7161億円を計上。障害福祉サービス事業者の人材確保や処遇改善を後押しするほか、障害者の地域生活支援や障害者施設での防災・減災対策も進める。ギャンブルやアルコールなどの依存症対策では、地域での相談支援体制の整備や調査研究、民間団体への支援を拡充する。

生活困窮者支援策には832億円を要求。相談から入居までの切れ目のない住まい支援の強化や、就労支援、家計改善等をさらに推進する。生活保護受給者の健康状況をデータ分析し、市町村に提供して健康状態の改善につなげる枠組みも創設する。

自殺対策やひきこもり支援の経費は75億円。民間団体への支援を通じた全国的な自殺防止対策の実施や、若年者向けの自殺危機対応チームによる支援や、自殺対策の有効性などに関する調査研究も進める。ひきこもり支援については、地域支援センターの設置促進や、人員拡充を図る。

来年に戦後80周年を迎えることから、戦没者慰霊や遺族援護の事業費を8億円増の54億円を盛り込んだ。80周年関連事業や国内外の戦没者遺骨収集や遺骨鑑定などの実施体制を整える。

自然災害の被災者・被災施設の支援経費は105億円を求めた。被災者の雇用確保や東京電力福島第1原発事故からの復興支援を継続する。

（時事通信社内政部　今泉　勝）

若者が地域の力に！緑のふるさと協力隊
新規受入先町村を募集!!

地球緑化センターでは「緑のふるさと協力隊」の新規受入先町村を募集しています。
１年間の農山村ボランティア「緑のふるさと協力隊」は1994年にスタート。これまでの31年間で108市町村に856名の若者を派遣してきました。参加した若者たちは、農林漁業のお手伝いをはじめ、地域行事、伝統文化、集落維持といった地域の「お手伝い」を行います。隊員の任期は１年間ですが、任期後は約４割の隊員がそのまま残り、地域の担い手として活躍しています。
今年４月からは31期13名が11市町村で元気に活躍中です。

主　催　特定非営利活動法人 地球緑化センター
後　援　内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、全国町村会、全国市長会など
活動期間　2025年４月～2026年３月
主な経費　隊員生活費 660,000円　派遣事務費 900,000円

※その他、法人会費、隊員住居・光熱水費、移動車両の用意、生活備品費、研修費等の経費をご負担いただきます。経費の一部について地域おこし協力隊事業を活用している事例もあります。詳しくは地球緑化センターまで。

申込・お問合せ
まずは地球緑化センターまでお問合せください。派遣要請書等の資料をお送りします。締切は11月末日。
特定非営利活動法人地球緑化センター
TEL：03-5542-0132 ／ Mail：furusato@n-gec.org

政　策

政策解説

児童手当拡充、「誰でも通園」制度化へ

＝総額6兆4600億円で少子化対策加速＝

―2025年度 こども家庭庁予算概算要求―

こども家庭庁の2025年度予算概算要求は、一般会計と特別会計を合わせた総額で、前年度比3・8％増の6兆4600億円となった。児童手当の拡充や、親の働き方を問わず保育所を利用できる「こども誰でも通園」の制度化に向けた費用を計上した。一般会計総額は前年度比1・8％増の4兆2189億円。

政府は昨年、24年度からの3年間で集中的に取り組む少子化対策を示した「加速化プラン」を策定した。その目玉事業は児童手当の拡充で、24年10月分から所得制限の撤廃や高校生までの支給延長を実施。25年度分の拡充は、現時点で要求額を明示しない「事項要求」として計上しており、年末までに具体額を詰める。保育士の配置基準の改善や高校教育費の負担軽減についても一部事項要求として盛り込んだ。

現在、試行事業として一部地域で実施しているこども誰でも通園制度は、25年度に制度化して実施自治体数を増やす。新規の施策では、民間企業と連携した結婚支援や、ひとり親家庭の支援パッケージ創設などに取り組む。

ライフデザイン支援で結婚後押し

若者に結婚のイメージを持ってもらうための「ライフデザイン支援」などを巡っては、53億円を計上した。施策を展開する自治体に対する交付金の補助率を引き上げるほか、関連事業を実施する民間企業を新たに支援。

こども家庭庁が7月に実施したアンケートでは、未婚者の6割以上が「結婚したい」あるいは「できるならしたい」と答えた。一方、23年の婚姻件数は過去最低の約47万組で、ピークだった1972年の約110万組から大幅に減少。同庁は、結婚願望を実現するために必要な情報や意見を得られる環境が整備されていないことが課題の一つとみている。

ライフデザイン支援は地域少子化対策重点推進交付金の対象となっており、都道府県と市区町村への補助率は最大で3分の2。25年度は最大4分の3まで引き上げる方向で検討している。学校での出張授業や、乳幼児との触れ合い体験の開催などが対象。

民間企業へ支援では、生命保険会社や銀行等が行っているキャリアプランやマネープランの講座に、結婚や子育ての観点を取り入れる場合等について補助する方針。自社の社員を対象としたライフデザイン講座開催に対する支援も想定している。

マッチングアプリなど民間の結婚サービスと自治体の連携についても、地域少子化対策重点推進交付金のメニューに追加することで、支援を強化する。地域の結婚支援センターの機能強化や、マッチングアプリ利用の普及啓発にも取り組む。

付き添い入院の環境改善

こどもが入院する際に家族が泊まり込みで付き添う「付き添い入院」の環境改善には、1億9000万円を充てる。家族が休息できるスペースを確保するため、施設の修繕工事等を行う医療機関に対し、1施設当たり最大750万円を補助。テーブルや椅子の購入費用も支援対象とする方向だ。

これとは別に、家族が利用できる簡易ベッドや寝具の購入費も、小児

患者1床当たり最大2万円を補助する。家族が付き添えないときにオンラインでこどもと話すためのタブレット端末の購入費も支援対象としたい考えだ。

医療機関への補助は都道府県を通じて実施し、補助額の半分を国が支給、残りの半分は都道府県が負担する。こども家庭庁が23年度に行った実態調査では、全国の小児中核病院などの4割以上が、病状に応じて家族に付き添い入院を依頼。6割以上の医療機関で、小児患者の入院に対する家族の付き添い比率が75％以上に達した。

また、NPO法人が22年度、付き添い入院を経験した約3000人を対象に行った調査では、半数以上が「こどもと同じベッドで睡眠を取っている」と回答。8割以上が「熟睡できていない」と答えていた。

難病のこどもと家族の療養生活をサポートする施設「こどもホスピス」の支援では、1億2000万円を計上。都道府県や政令市が主体となり、地元の市町村や学校、医療機関などによる協議会を開催するほか、命を脅かす難病を患うこどもの実数把握に向けた調査を実施。民間団体のホスピスに関する取組も支援する。

DBS開始へシステム整備

こどもと接する仕事をする人の性犯罪歴を確認する「日本版DBS」の開始に向けては、システム整備費として、新たに22億円を盛り込んだ。日本版DBSは、学校等がこども家庭庁を通じて法務省に申請し、犯罪の有無を示した「確認書」を交付する仕組みで、26年中に運用を開始する。犯罪歴が確認された場合、就業希望者は採用せず、現職の教員らはこどもと接しない仕事へ配置転換するといった対応を求める。25年度はシステム整備のほか、ガイドラインやマニュアルの作成、制度周知に取り組む。

こどもの居場所づくりに関する支援強化では、13億円を盛り込んだ。児童館や放課後児童クラブ、こども食堂に関する実態調査を行うほか、そうした居場所がどこにあるかがひと目で分かる地図を作成する。居場所づくりに関する地域の実情を把握したうえで環境整備を推進するコーディネーターの配置にも取り組む。

不登校対策では新たに2億6000万円を計上。不登校の小中学生は22年度、過去最多の約30万人となったが、そのうちの約4割が学校内外で相談を受けられていない状況だという。自治体に学校を休み始めたこどもの親から相談を受ける「不登校総括支援員」を配置するほか、こどもとフリースクールなど不登校支援を行う民間施設のマッチングにも取り組む。地域の効果的な取組事例を整理し、全国への横展開も図る。

こどもの貧困対策にも取り組む。6月に超党派の議員立法で成立した改正子どもの貧困対策推進法は、名称を「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」に改め、貧困の「解消」をめざすことを明確にした。これを受け、こどもが安心して立ち寄れる食事の提供場所を設けたり、支援が必要なこどもを早期発見する仕組みをつくったりするなど、地域の支援体制を強化する。

日常的に家族の世話や介護を担うこども「ヤングケアラー」を巡っては、自治体が早期把握や個別具体的な支援を目的とした実態調査を定期的に実施するため、ウェブフォーム作成に関する初期経費を補助。都道府県等で18歳以上のヤングケアラーへの個別相談を行うコーディネーター配置も支援する。

ひとり親家庭支援をパッケージ化

ひとり親家庭支援に関しては、自治体向けの補助メニューを集約し、3つの支援パッケージを新設する。メニューごとに設けている補助上限を撤廃して、各自治体がそれぞれの地域事情に応じた効果的な施策を講じられるようにする。

ひとり親家庭は21年度時点で約135万世帯に上り、特に母子家庭の家計は厳しい状況。政府は就業や相談等に関する支援メニューを設けているが、補助上限は1事業当たり100～500万円程度にとどまり、自己負担の重さを懸念して活用をためらう自治体もあるという。

今回新たに創設するのは、①就業・自立支援②養育費確保など③相談支援―の3つのパッケージ。都道府県や市区町村に対し、対象となる事業費の半額を支援する仕組みで、補助上限はパッケージごとに設定。これまでのメニューごとに細分化して定めていた上限と比べて、高くした。

①には就業準備や資格取得の講習会開催、求人情報の提供、パソコンの貸与といったメニューが含まれる。国からの補助上限は約2200万円。メニューとして明記されていない先駆的な取組を実施する場合も柔軟に支援する。

政　策

②では、親子交流支援、養育費の確保などのために必要な「債務名義」の作成といった従来のメニューのほか、離婚前後のカウンセリングに対する支援も新たに用意し、最大で約２０００万円を補助。

③は弁護士や臨床心理士による相談対応、ハローワークや裁判所への同行支援等を含んでおり、補助上限は約１４００万円を想定している。

ＥＢＰＭ導入で政策効果向上

こども政策のデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）では、保育所の情報通信技術（ＩＣＴ）環境整備や、母子保健のデジタル化に取り組む。少子化対策の財源として公的医療保険に上乗せして26年度から段階的に徴収する支援金制度の施行に向けたシステム整備は事項要求とした。

こども家庭庁は25年度から予算要求で、「ＥＢＰＭ（証拠に基づく政策立案）」を新たに導入し、政策の質・効果の向上を図る。例えば１９７億円を計上した母子家庭対策の総合支援事業では、母子家庭の所得水準が現状で３００万円に満たないというデータを示したうえで、事業実施により得られる短期・長期の効果指標を明示。28年度にひとり親家庭の所得水準を少なくとも10％以上引き上げる目標を掲げている。政策の検証・評価にこどもや若者が参画するプロセスも創設し、若い視点に立った実効的な施策につなげる考えだ。

25年度の組織・定員要求では、こどもと接する仕事をする人の性犯罪歴を確認する「日本版ＤＢＳ」の運用を２０２６年から開始するため、準備体制を強化する方針を掲げた。政省令やガイドライン策定に携わる人員として４人、システム構築に向けて２人を求めた。

また、こども未来戦略に基づく少子化対策の効果検証を行うため、官房に企画官の増設を要求。新たな補償が検討されている旧優生保護法関係の増員については事項要求とした。このほか、障害児支援やこども施策のデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）等で増員を求めた。定員要求は時限も含めると計33人で、減員を差し引くと30人の純増。要求通りに認められた場合、25年度末の定員は４９５人となる。

（時事通信社内政部　早田　智大）

車両共済（保険）のご案内
（一般自動車保険の車両保険）

この車両共済（保険）は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え**「ご自身のおクルマの補償（車両保険）」を追加する制度**です。
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済（保険）金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆さまなら！

●無事故による割引で新規から**44％（保険料）割引**
・ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。

●集団扱年一括払による割引でさらに**5％割引**
保険料分割払（12回）も選択可能です。
・保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払の5%割引の適用はありません。

このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店（千里）までお問い合わせください。

※この車両共済（保険）をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

株式会社　千 里（取扱代理店）
〒100-0014　東京都千代田区永田町1-11-32　全国町村会館西館内
●ホームページアドレス　https://www.chisato-ag.co.jp/

TEL 0120-731-087
FAX 03-3519-7325
（受付時間：祝日、年末年始を除く月～金　午前９時30分～午後５時）

●「車両共済（保険）制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社とが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
●集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。
詳細については、取扱代理店（千里）までお問い合わせください。

〈車両保険引受保険会社〉損害保険ジャパン株式会社

SJ23-05507（2023.8.1作成）

町村かわら版

長生村、消防団再編へ　なり手不足で50年ぶり　定数169→100　操法大会廃止　「持続可能な組織」目指す（千葉県長生村）

人口減や生活様式の変化で消防団員のなり手不足が深刻化する中、長生村の消防団が、組織の再編計画を進めている。半世紀にわたり維持してきた3分団15部制を3分団6部制とし、1部当たりの人数を10人から15人に増やす方針を掲げた。団員定数は169人から100人となる。今年4月に再編基本計画を策定し、2026年度の新体制移行を見込む。団員の負担を減らすため、消防機器の操作技術を競う操法大会の廃止なども既に実行した。「持続可能な消防団の実現」を目指している。長生地域でこうした大規模な再編を進めるのは長生村が初めてという。

長生地域では、長生郡市広域市町村圏組合消防団が1974年に結成され、市町村や地域別に9支団がある。長生村は同年から第六支団として3分団15部制を敷いてきた。

支団事務局の村と再編基本計画によると、第六支団の団員は142人で、定数に対する充足率は84％。平均年齢は41歳で、平均在職期間は13年だった（今年4月時点）。

人口減と少子高齢化で団員の確保が難しく、充足率は年々低下。団員の高齢化と在職期間の長期化が進んでいる。設備更新のための財政負担も課題になっているという。

同支団の御園生義和支団長（51）は、村内で地域ごとに人口にばらつきがあり、団員確保に偏りがあると指摘。転入者が多い地域では「自治会に加入していない人が多く、地域防災に協力を得られない状況が続いている」と説明する。近隣の茂原市を含め地元の就職先が減った点も影響しているとみる。

◆各分団を2部に

約1万3千人の村人口は2060年には約6千人まで減る推計もあり、同支団は22年度から、将来を見据えた組織の再編や団員の処遇改善について検討を始めた。昨年5～6月に全団員を対象としたアンケートを実施するなどし、今年4月に再編基本計画をまとめた。

計画では、八積、高根、一松地区の3分団制を維持し、各分団内の部数を5部から2部に統合。現在の1部当たりの定数は第3分団第5部の19人を除き10人だが、15人に増やす。1部当たりの人数を増やすことで一人一人の負担を抑えるという。

同支団は9～11月に住民説明会を開き、関係する地元自治会との調整も進める。条例改正などの手続きや周知期間を経て、26年度に新体制に移る方針だ。

◆出動基準見直し

団員アンケートでは、支団の操法大会について、「負担が大きい」「実践的ではない」などの理由で「開催すべきではない」との回答が約8割に上った。操法訓練や出初式が負担だと感じている団員も多かった。

団員の負担減に向け、同支団は昨年度、新型コロナ禍で中止が続いていた支団の操法大会の廃止を決定。消火技術を維持するため今年の秋季訓練から、実践的な放水訓練を分団ごとに実施している。

火災の出動基準も昨年度に見直した。従来は消防本部からのメールがあると分団内のすべての部が可能な限り自動出動することになっていたが、誤報による〝空振り出動〟を減らすため、自動出動を地元の部に限定。ほかの部は応援要請後に出動するようにした。村の担当者は「今までは誤報でも全て出動していたので、出動回数はかなり減った」と説明する。

今後の消防団活動について、御園生支団長は「操法大会は廃止したが、訓練はやらないといけない。消火技術を維持しつつ、団員の確保に努める」と強調。「1分団ずつの技術を向上させ、総合的な防災力を上げたい」と力を込めた。

（千葉日報・2024年10月9日）

海藻CO_2吸収で環境保全　厄介ウニ商品化も、愛媛・愛南町（愛媛県愛南町）

真珠の母貝養殖が盛んな愛媛県愛南町が、養殖の過程で繁茂した海藻類の二酸化炭素（CO_2）吸収力を生かし、環境保全と漁業活性化の両立に挑んでいる。藻を食べてしまう厄介者のウニを食用として商品化する工夫も。町の担当者は「産業を守りつつ美しい海を将来に残し、地元の子どもが戻ってきたくなる環境をつくる」と意気込む。

県最南端に位置する愛南町。内海地区の家串湾で7月、青く透き通った海面に、養殖いかだのロープに付着した海藻がゆらゆらと漂っていた。町は全国の真珠母貝生産額の約4割を占める国内有数の産地だ。

だが近年の状況は厳しい。内海地区の養殖業者は1999年に263軒あったが、高齢化などにより2023年は99軒に減少。19年以降は新種のウイルスが広がり母貝が死滅する打撃も受けた。「何もしなければ真珠が作れなくなる」と町水産課の清水陽介係長（40）。町は環境保全を加速させることにした。

養殖いかだのロープに付着した海藻がスクリューに絡まってしまうため、漁業者は海藻を取り除き、海面の藻捨て場で処分している。町は「今あるもので価値を生み出そう」と、付着した海藻の活用を考案した。

着目したのが海藻類が吸収する「ブルーカーボン」だ。ロープに付いた約2800トンの海藻が年間で$CO_2$5・9トンの吸収量があるとして国認可の技術研究組合の認証を受け、CO_2排出枠を売却できるようになった。藻捨て場の海藻は海底に沈むため、CO_2を海中に閉じ込められるという。

排出枠は松山市の印刷会社が購入。売り上げは、いかだの修理や海洋ごみの処分などに充てる予定だ。9月には対象海域を1カ所から4カ所へ拡大し吸収量を算定。年内にも改めて認証を申請する。

海藻を食べ尽くしてしまうため駆除していたウニも有効活用している。苦みが強い「ガンガゼウニ」で本来は食用に向かないが、町などでつくる協議会は特産のブロッコリーなどを与えて育て、味わいを良くした「ウニッコリー」として22年から販売した。ノウハウを学んだ漁業者も生産を担うようになり、副業の選択肢になりつつある。

カキ養殖で出た殻をネットに入れ、小魚のすみかとなる魚礁に転用する取り組みも今年から大規模化。海藻を付けて海底に沈め、さらなる環境改善を狙う。

清水係長は「漁業者に誇りを持ってもらい、後継者不足を解消したい」と力を込めた。（共同通信・2024年10月6日）

47行政
本コーナーの記事は施策立案にも役立つ「47行政ジャーナル」の許諾を受けて掲載しています
https://47gyosei.jp/

情　報

市町村アカデミー研修動画

無料

市町村職員の皆さまに向けて、時間や場所にとらわれない学習の機会として市町村アカデミーの研修（集合研修）を体験していただける動画を制作し、当アカデミーのホームページで配信しています。

視聴は無料ですので、職場の皆さまで視聴用のID・パスワードを共有していただき、広く活用してください。

動画で学習した内容は当アカデミーで学ぶことができますので、集合研修へのご参加もぜひご検討ください！

―「市町村アカデミー研修動画」ログインページ ―

https://www.jamp.gr.jp/login/

※ 視聴用のID・パスワードは、各市区町村の職員研修担当課に送付しております。

お問い合わせはこちらまで⇒　市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）研修部　電話：043-276-3126

情　報

令和６年度　地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業の第４次募集申請受付中です！

地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、**総務省と地方公共団体金融機構の共同事業**として実施している**「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」について令和６年度も支援分野を拡充して実施**しています。ぜひご活用ください。

※第３次募集（７月開始）より、課題対応アドバイス事業及び課題達成支援事業の対象団体として、都道府県を追加しています。

本事業のポイント

① **アドバイザーの謝金・旅費は、地方公共団体金融機構が負担し、直接支払います。**

② **アドバイザーは、**自治体職員・OB、公認会計士、医師、学識経験者等の**専門的人材が務め、それぞれの団体が選択します。**

活用団体の声

令和５年度は約 900 件・2,600 回を超える派遣を行い、ご活用いただいた団体からは、「**予算措置なしでアドバイスを受けられる**ことはありがたい」「標準化 PMO への入力を**予定より早いスケジュールで進める**ことでき、時間に制約がある標準化に向けた**作業が大幅に進み助かった**」といった声をいただいています。それぞれのニーズに応じて、ぜひご活用ください。

1　事業概要

(1) 支援分野　※⑦は啓発・研修事業のみで実施

アドバイザーを派遣する支援分野

① 公営企業・第三セクター等の経営改革に関すること
- DX・GX の取組　・経営戦略の改定・経営改善
- 公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組
- 上下水道の広域化等　・第三セクターの経営健全化

② 公営企業会計の適用に関すること

③ 地方公会計の整備・活用に関すること

④ 公共施設等総合管理計画の見直し・実行に関すること（公共施設マネジメント）

⑤ 地方公共団体の DX に関すること
- 情報システムの標準化・共通化
- **DX の機運醸成（拡充）**
- **外部デジタル人材の確保（拡充）**
- **セキュリティ対策（拡充）**　等

⑥ **地方公共団体の GX に関すること（拡充）**
- 地域共生・地域裨益型再エネの立地
- 脱炭素型まちづくり　等

⑦ 首長・管理者向けトップセミナー

(2) 支援の方法

1 課題対応アドバイス事業	市区町村・公営企業・都道府県が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣
2 課題達成支援事業	政策テーマの実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が困難な市区町村・公営企業・都道府県に、技術的・専門的な支援を行うために派遣
3 啓発・研修事業（都道府県）	都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため、支援分野の研修を行う場合に派遣

2　申請期間（2月末～ 12月末）

- 令和６年度は切れ目なく申請を受け付けます。
- 支援決定は残り１回（１月）を予定しています。

※派遣日程等は、申請受付後でも変更可能です（活用が見込まれる場合には、計画ベースで申請を行っていただいて差し支えありません。）。
支援決定前でも、申請内容について確認ができたものは、内示を行うことで、事業実施可能です。

- JFM ホームページにおいて、「実施の手引き」など、関係資料を掲載中！
- 活用事例も紹介しています。ぜひご確認ください。

※申請に際しては、本事業の Web システムをご利用いただきます。使い方等については、下記 HP で公表しているマニュアルを参考にしてください。

▼ 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

経営・財務マネジメント強化事業　検索

https://www.jfm.go.jp/support/development/keieizaimu.html

お問い合わせ先
☎ 地方支援部 調査企画課：03-3539-2676　✉ chihoushien@jfm.go.jp
金融で地方財政を支え　地域の未来を拓く
地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities

随　想

新幹線の生みの親「島秀雄氏」に憧れ、夢のレールを走り続ける

埼玉県上里町長　山下博一（やました ひろかず）

日本経済がオイルショックで揺らいでも、高度成長期を支えた東海道新幹線は列島を縦断し、九州博多まで延伸した。逆境を乗り越え、我が国の未来を切り開いた新幹線を見るたび、人生の師と呼べる二人の恩人を思い起こす。

一人は、私が東京大学工学部研究生として、指導を受けた猪瀬博名誉教授。アメリカ・ベル研究所で「デジタル交換機の父」と称され、デジタル社会づくりをけん引してきた。

そしてもう一人が、卓越した技術者として新幹線をつくった島秀雄氏である。両名と出会い、ご指導を賜り、育てていただいた忘れがたき思い出をたどりたい。また、現在、上里町長として取り組んでいる未来への町づくりについてお話しする。

昭和39年10月10日、私は東京オリンピック開会式の中継映像にくぎ付けだった。上空のヘリコプターから映された、時速200㎞の新幹線は、まさに夢の超特急だったのである。

私は農家の長男として生まれたが、中学生の頃から生粋の鉄道少年で、近くを走る高崎線の電車や機関車を見るのが好きだった。当時通っていた学習塾の先生は、「これから日本は工業国になる」と言っていた。大学をめざし普通高校への進学を考えたが、結局、工業高校へと進んだ鉄道少年は、自ずと新幹線に興味を持った。高校卒業後には、ぜひとも新幹線の仕事をしたいと思い、品川区高輪にある島秀雄氏の自宅を訪問した。突然の見知らぬ高校生の訪問にもかかわらず、自宅に招き入れ激励していただいた。なお、島氏は現職の時には国鉄技師長を務め、新幹線開業時には国鉄を去っていた。

島氏にお会いしてから2年後、国鉄の就職試験を受け、東海道新幹線支社に就職することになった。職場は東京駅を見下ろす、新幹線の頭脳とも言えるCTCセンター。アイボリーホワイトの車体と、ブルーのラインが輝く0系新幹線を時速200㎞で走らせ、黄色い車体の「ドクターイエロー」を運行するグループと同じ職場である。働きながら都内の夜間大学に通いたいと思っていたら、国分寺にある中央鉄道学園大学課程を受験するよう上司に勧められた。同課程における3年間の授業は、国立・私立大学の著名な先生による充実したものだった。卒業前には、ヨーロッパの鉄道を視察する3週間の一人旅も経験した。

卒業後の職場は工事局で、東海道山陽新幹線の博多開業の即戦力として、現JR東海・大井車両基地の信号システム設計と現場監督を25歳で任された。無事開業を終えると、次の東北・上越新幹線運行管理システムのプロジェクトが待っていた。私は、最先端のコンピュータ技術を学びたく、社内選抜試験を受けて、東京大学工学部猪瀬研究室に研究生として1年間派遣されることになった。

研究テーマは「コンピュータによる自動運転方式の研究」だった。猪瀬先生は91年に、島氏も94年にそれぞれ文化勲章を受章した。私の人生において、日本を代表する技術者から指導を受けたことは大変栄誉なことである。

また、研究生終了後には、現埼京線の運行管理システムの開発に従事した。当時では高性能のマイクロコンピュータを活用した分散型列車運行管理システムを開発したが、性能を引き出すのに大変苦労した経験がある。新幹線の生みの親、島氏の生きた20世紀はモノづくりの世紀と言われているが、その言葉の重みを過酷な経験を通し改めてかみしめた。

私は国鉄がJRに変わる時、民間会社からスカウトされ情報システム部門で働くことになった。新技術部門を担当し、1990年代のインターネットの躍進に合わせ、インターネットVPN技術の普及促進に努めた。特に海外事業のネットワーク化を推進し、中国・オランダ等の海外企業におけるネットワーク構築を実用化して、成功例として複数のコンピュータ誌に取り上げられた。

その後、大手電機メーカーと共同でITシステム会社を立ち上げたが、地元有志から民間での経験を町づくりに活かして欲しいとの要請を受け、上里町長に就任した。政策目標として「選ばれる町、住み続けたい町」を掲げ、

①中心市街地のコンパクトシティ化＋ウォーカブルな町づくり

②「子育て支援日本一」を目標にして、子育て支援策を実施

により、「次世代の町づくり」の実現をめざしている。今後も町づくりに、さらなる情熱を注いでいきたいと考えている。

最後に、私の人生の師である、お二人に対して共通する点は、技術革新の先進性と、時代を先読みすることの重要性を学んだことだ。島氏の新幹線開発事業は時代の先駆者であり続けた。猪瀬先生は1962年にデジタルシステムの実証的研究分野で多大な成果をあげ、デジタル時代の到来を予見していた。心から敬意を表するとともに、深く感謝申し上げ結びとする。

町村等の職員さんなら、保険に加入しよう！

＼各保険の詳しい情報は以下の二次元コードから!!／

ご加入のご検討に際しましては、パンフレット等にて必ず詳細をご確認ください。

任意共済＊の加入申込みは　毎年　10月・3月です

＊任意生命保険［団体定期保険］・任意医療保険［総合医療保険（団体型）］・任意収入補償保険

年金共済の加入申込みは　毎年　12月・3月です

（拠出型企業年金保険）

全国町村会・都道府県町村会

日本-団-2024-707-11077-P(R6.7.30)
日本-医-2024-707-11079-P(R6.7.30)
日本-企-2024-707-11078-P(R6.7.30)
(2024年8月承認)B24-200629